

○公立大学法人大阪府立大学知的財産ポリシー

平成17年4月1日

I はじめに

1 法人の責務

公立大学法人大阪府立大学(以下「法人」という。)は、「知の財産化とその活用」を推進するため、法人が設置する大学(以下「大学」という。)における研究の成果をまず知的財産権として確保し、その後で学術論文等の方法で公にしていくという意識を確立することにより、「知」の財産化と知的財産権の活用を通じて得られる収入を研究へ還元するという知的創造サイクルを実現することを責務とします。

2 知的財産ポリシーの対象者

法人の「知的財産ポリシー」は、大学の教職員、学生及び学外研究者(以下「教職員等」という。)に適用します。

II 知的財産権の管理

知的財産の管理に必要な諸制度を整備し、知的財産権の管理を適切に行うため、研究推進本部に知的財産マネジメントオフィスを置きます。

1 知的財産権管理の統括者

法人の知的財産権の管理は理事長が統括します。

2 知的財産ポリシーの対象とする権利

教職員等が、大学において行った研究、調査、教授、相談指導などにより得られた知的成果物のうち、次に掲げる財産的価値のあるものとします。

(知的財産権の例示)

- ① 特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- ② 著作権(当分の間プログラム、データベースに限る。)
- ③ 回路配置用権
- ④ 育成者権

3 知的財産権の帰属と権利化

法人は次の方法により、知的財産の権利化を図ります。

- (1) 法人は、教職員等が創出した知的財産権について、原則としてその全部又は一部を承継し、これを所有するものとします。
- (2) 教職員等は、知的財産に関する情報開示をしようとするときは、対外発表に先立ち速やかに理事長に届け出ることとします。
- (3) 前項の規定による届出があったときは、理事長は速やかに当該届出に係る権利の取扱いについて当該届出者に通知し、その権利化の手続きを行います。
- (4) (1)から(3)までの取扱いにおいては、知的財産の創出者の人格権を尊重します。

4 知的財産権の定期的評価

法人に承継された知的財産権は、定期的にその財産的価値を評価されるものとします。

III 知的財産権の活用

法人は、産学官連携や大学発ベンチャー創出等の企画戦略の立案や実施を行うため、外部の人材を活用するとともに、外部の機関・団体との連携を積極的に図り、効果的な知的財産権の活用を行います。

1 研究成果の実用化に向けた法人の取組み

法人は、次の方法により研究成果の実用化に向けて取り組みます。

- (1) 法人は、承継した知的財産権を外部に公開し、積極的に産業界へ技術移転します。
- (2) 法人は、調査及び研究等に係る諸成果を知的基盤として整備し、利用しやすい形態で積極的に社会に発信します。
- (3) 法人は、研究成果を産業界へ技術移転するため、共同研究、受託研究、技術相談及び教育研修等を活用し、知的財産権の実施を推進します。
- (4) 法人は、教職員等の技術移転活動に対する貢献を奨励し、積極的に業績評価に反映します。
- (5) 法人は、知的財産を有効かつ適正に活用していくために、弁理士など専門家の支援を得るものとします。

2 実施許諾に関する考え方

法人は、技術移転及び特許の実施許諾の契約にあたり、機会の公平性・透明性を確保し、知的財産権の専用実施権の設定、通常実施権の許諾及び譲渡その他の手段を効果的かつ効率的に活用して技術移転を行います。

3 知的財産権の創出及び実施に伴う創出者への報償

法人は、研究成果等を知的財産権化することの重要性に鑑み、知的財産権の取得を促進するため、以下のインセンティブを付与することとします。

- (1) 知的財産権化への貢献度を教職員等の評価に反映します。
- (2) 原則として知的財産権の譲渡、実施許諾等による収入を創出者、創出者が所属する部局及び大学に還元します。なお、還元の比率については別途定めます。

IV 教職員等の守秘義務

教職員等は、情報セキュリティの確保に努めることとし、法人の知的財産が流出することを防止することとします。なお、情報セキュリティの取扱いについては別途定めます。

V 実施のための規程の制定

法人は、本ポリシーを有効に実施するため、知的財産権の管理、報償及び守秘義務に関することを別途定めるものとします。

VI 本ポリシーの制定と改定

本ポリシーは、教育研究会議及び経営会議の審議、役員会の議決を経て、理事長の承認を得て改定します。

附 則(平29・4・1改正)

このポリシーは、平成29年4月1日から施行する。